五十一　陸上自衛隊秋田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
秋田県秋田市	秋田県秋田市	秋田県秋田市
寺内字将軍野一番地	飯島大崩（次の図面に示す部分に限る。）、飯島長野、土崎港北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び寺内将軍野	飯島飯島大谷地（次の図面に示す部分に限る。）、飯島水尻（次の図面に示す部分に限る。）、飯島田尻（次の図面に示す部分に限る。）、飯島大崩、飯島大袋、飯島飯田一丁目及び二丁目から三丁目まで、飯島飯田水尻、飯島飯田尻堰越、飯島長野本町、飯島長野山下、飯島西袋一丁目から三丁目まで、飯島東中谷地、飯島船堰、飯島外谷地、飯島松根東町、飯島北新町、将軍野桂町、将軍野青山町、将軍野東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び将軍野向山（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、外旭川大谷地、外旭川潟ノ前（次の図面に示す部分に限る。）、外旭川小谷地、外旭川鳥谷場（次の図面に示す部分に限る。）、外旭川朝鮮中谷地、外旭川前谷地（次の図面に示す部分に限る。）、土崎港北一丁目から七丁目まで、土崎港東二丁目から七丁目まで、寺内将軍野並びに寺内通穴

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれないものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十二　陸上自衛隊神町駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
山形県東根市	山形県東根市
神町南三丁目一番一号	大字若木（次の図面に示す部分に限る。）、大字神町（次の図面に示す部分に限る。）、大字神町小原及び神町南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
山形県天童市
大字川原子（次の図面に示す部分に限る。）、大字成生（次の図面に示す部分に限る。）、大字乱川（次の図面に示す部分に限る。）及び大字山口（次の図面に示す部分に限る。）及び万代
山形県東根市
板垣大通り、板垣小路、板垣北小路、板垣北通り、板垣中通り、板垣西小路、一本木一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、大字若木（次の図面に示す部分に限る。）、大字太田新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字板垣新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字蟹沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字神町（次の図面に示す部分に限る。）、大字神町島新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字野川（次の図面に示す部分に限る。）、大字羽入（次の図面に示す部分に限る。）、大字羽入柏原（次の図面に示す部分に限る。）、大字根甲（次の図面に示す部分に限る。）、若木一条通り、若木二条通り、若木三条通り、若木小路、若木四条通り、若木通り一丁目から三丁目まで、若木通り一丁目から五丁目まで、若木大通り一丁目から六丁目まで、柏原一丁目から四丁目まで、神一部一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神町大通り一丁目及び二丁目、神町北通り、神町中央一丁目から三丁目まで、神町東一丁目から三丁目まで、神町南一丁目及び二丁目、中島東通り並びに羽入東

五十三　陸上自衛隊福島駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
福島県福島市	福島県福島市	福島県福島市
荒井字原宿一番地	荒井愛宕下、荒井愛宕原、荒井上雑木畑、荒井上七ツ森及び荒井原宿（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	荒井、荒井愛宕下、荒井愛宕原、荒井石仏、荒井梅後林、荒井御伊勢、荒井大竹、荒井上雑木畑、荒井上笊森、荒井上新田、荒井上七ツ森、荒井上町裏、荒井川端、荒井北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、荒井北原、荒井北峠原、荒井庚申下、荒井庚申塚、荒井西原、荒井鷺、荒井鷺下、荒井鷺新田、荒井鷺南、荒井己（次の図面に示す部分に限る。）、荒井四本木、荒井清水下、荒井清水原、荒井下雑木畑、荒井下笊内、荒井下七ツ森、荒井下町裏、荒井地蔵原、荒井地蔵原戊、荒井杉下、荒井杉下南、荒井砂田（次の図面に示す部

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。